

## 平成25年度第3回流山市生涯学習審議会会議録

### 1 日 時

平成25年10月29日（火）14時00分～16時00分

### 2 場 所

流山市文化会館（中央公民館）第2会議室

### 3 議 事

- (1) (仮称) おおたかの森センターについて
- (2) 文化芸術振興条例について
- (3) その他

### 4 出席委員

小林会長 佐々木副会長 渡邊哲也委員 辻野委員  
石川委員 井田委員 小林千穂委員 小宮委員

### 5 欠席委員

渡邊英一委員 皆川委員 濱田委員 山中委員 川上委員

### 6 事務局

戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長 小栗図書・博物館次長  
松本公民館次長 玉田生涯学習課長補佐 染谷図書館係長  
菊本生涯学習課係長 國崎臨時職員

### 7 傍聴者

なし

### 8 会議録

14:00開会

※会議録中の「おおたかの森センター」は、全て仮称です。

## 事務局による配布資料の確認

(小林会長)

本日は、大きな課題は前々からの2つの課題で、おおたかの森センターと文化芸術振興条例についてです。まず、おおたかの森センターについては、先日の広報にも掲載されていたように、学校の予算も施工会社も決まり、いよいよ工事が始まります。そこで、本日も審議いただくおおたかの森センターの設置管理条例について大体のコンセンサスを得るところまで話し合いたいと思います。

前回の会議ではいくつかの疑問点も出ていました。それについて、事務局が回答を用意しておりますし、教育長のご意見もいただいているようなので、その辺の報告を事務局から始めていただきたいと思います。

(事務局)

おおたかの森センターにつきましては、開校が平成27年4月ということで、来月から本体工事の建設工事に入ることとなっております。児童・生徒の安全を考えながら、開校までの間にまだまだ議論、調整が必要ですので、よろしくお願いたします。

(これまでの審議会でも意見、質問に対する回答をQ & A式の資料を提示して説明)

(小林会長)

1番の開放図書室と学校図書室の配置が逆ではないのかという質問に対して、これでは回答になっていないのではないですか。最初の質問は、図書館を利用する際に学校の児童と一般の方の動線がクロスしてしまうので逆の配置のほうがよいのではないのかという趣旨だったと思いますが。

(事務局)

外階段があり、2階部分から直接図書室に入る形になっています。扉で区切っており、学校のほうへは行けない形になっておりますので動線はクロスしない形になっています。

(石川委員)

そうすると、開放図書室には外階段から入るということで、学校図書室は学校の中から入るということですね。

今までの質問とは異なるのですが、開放図書室には地域の司書の方が入ると思うのですが、その方が学校の図書室で指導するようなことはあるのでしょうか。

(事務局)

司書については基本的には別です。

(佐々木副会長)

10番のアクティビティホールの床材についてですが、特殊な靴での使用は制限するとありますが、特殊な靴というのはどんな靴ですか。社交ダンスの靴は使えるのでしょうか。

(事務局)

社交ダンスの靴に対する耐久性はあまりないのではないかと思います。今日の会議室も昔はダンスに使っていたのですが、やはり床がぼろぼろになってしまうことや音の問題もあり、現在ではダンスには使っておりません。

(小林会長)

それでは教育長のご意見をお伺いしましょう。

(事務局)

はい。それでは教育長の見解をご紹介します。

「学校は、児童・生徒の生活、学習の場のみならず、地域の生涯学習やまちづくりの核としての役割を果たす施設です。小中学校併

設校と地域交流センターを複合化することで、学校と新たに形成される地域社会の連携が図られることを期待するものです。こうした取り組みは小山小学校に続き2例目となりますが、地域住民をはじめ学校関係者、教育委員会、市および施設管理受託者等々、運営会議を十分行うとともに、常に共通理解を保持しながら、子どもたちの安全を優先にして運営にあたることが重要であると認識しております。地域に開かれた学校とセキュリティの問題は相反するという考え方もありますが、セキュリティ対策は施設の一体的な管理をすることにより確保されると考えており、また、地域の大人たちのたくさんの目で子どもたちを見守ることが犯罪への抑止力になると思います。

児童図書館や地域交流センターでは、幼児から高齢者まで多様な方が利用します。学校とは利用時間や利用形態がそれぞれ異なることが、適切な動線計画や警備区分など、防災防犯機能の確保に努め、誰もが利用しやすく、誰もが利用したいと感じられるような施設を目指していきたいと思います。

いよいよ翌11月からは本体工事が開始され、平成27年4月の開校を目指して工事をすすめてまいります。学校名等についても、本日の教育委員会議において市長に提出する条例原案を決定する見込みです。学校運営および地域開放の点では、今回生涯学習審議会委員の皆さまから貴重なご意見をいただきましたので、これを踏まえ開校までの間に教育委員会内部はもとより、市長部局とも十分調整をはかり、課題整理とその対応を図ってまいります。また開校後においても、安全で円滑な学校運営を、市をあげて確実に実施していくとともに学校を中心にして地域づくり、まちづくりを推し進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。」

以上です。

(小林会長)

渡邊委員、校長先生としていかがですか。

(渡邊委員)

私は、小山小学校の施設を見ても、非常に懸念するところも不安もあったのです。しかし、いざ始まってみますと、地域の方々が支えてくれていますし、学校の中でも先生方がよくやってくれて、かなり地域とうまくやっている施設だと思っておりますので、今回のこうした施設もきっとやっていく中で育っていくところはあると思います。先ほどのしつらえの話でも、どうしても予算上ここまでということはあるかと思うのです。あとは実際に学校で使っていく、あるいは地域の方々の支え等で、きつとうまくいくのかなと楽観視しております。

(小林会長)

校長先生からいけそうだというご意見がありました。大変心強いです。では、やっていけそうということで、これで進めていきたいと思えます。

次に、事務局から設備管理の条例の素案が出されております。こういうもののしくみを考えますと何段階かになっておりまして、まず条例があります。その条例に基づいて、私どもが関係しているところでは指定管理を受ける方との指定管理に関する契約というものがああります。そしてそれとは別にこの条例の他に、教育長がおっしゃったように、具体的に学校、PTA、地域の方々が利用するこの施設の運営をどうするかという、運営に関連したソフト的な管理が行われて、それについても別途条項が定まっていくというように2段階から3段階の規則ができあがって運営されていくと思えます。今日これからご審議願いますのは、おおたかの森センターが関係している場所についての設置管理に関する条例の素案についてということです。

要は、教育長もおっしゃっている併設校の設立の精神でありますとか目的でありますとか、それから管理運営に関する基本的なことがこの条例に含まれていれば、実際の運営については、その次の下の段階で規則が決まっていきますので、こういう見方で条例の案をご検討願いたいと思えます。

では事務局から、素案の説明をしてください。

(事務局)

流山おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例（素案）について説明。

(小林会長)

はい。何かご質問、疑問点等がありますか。

(辻野委員)

はい。初めから指定管理者ありきということが気になります。なぜかと言いますと、確かに前例があり効率的にやるには指定管理でやるのがよいのかもしれませんが、指定管理にするとどうしても二次情報になってしまいます。様々発生する問題を市が一次情報として得て次に反映させていくには、やはり少なくとも発足時は市のほうでやっていくという姿勢がよいのではないかと感じます。流山市全体が指定管理者であるというのであれば強いてということではありませんが、初めに指定管理者ありきというのは引っかけります。

(小林会長)

今、公民館は全部指定管理ですか。

(事務局)

初めから指定管理、初めは直営でそれから指定管理がよいのではないかという2つがあるのですが、公民館については、ここ（中央公民館）は直営です。他の南流山、初石、北部、東部については指定管理者です。それから図書館、体育館も指定管理ですが、図書館の本館（中央）は直営です。

今回のおおたかの森センターにつきましては、当初の会議から指定管理を想定しているというお話をさせていただいております。市の大きな方針としては、なるべく公共施設料金についてはこういうふうにしましょう、管理についてはこういうふうにしましょうという行革の視点にたって、なるべく指定管理によるサービスの提供と

なっております。新設の施設で利用実績がないということではありますが、他の施設についても新設で指定管理を導入している実績がかなりありますので、そういった点からも市の方針に沿って指定管理を考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

(小林会長)

それから、先ほど辻野委員から市が得る情報が一次情報ではなくて二次情報になってしまうということがありました。今まではその辺での問題はありませんでしたか。指定管理者が住民の声をうまく反映できなくて、指定管理はやめてほしいというような住民の声がなければ双方うまくいっているということになりますが、いかがでしょうか。

(事務局)

施設全体を通してそこまで強い意見は私どもにはありませんでした。細かい苦情のようなものがあるところはありましたが、それについては行政指導で、利用者サービス、利用者の目線にたって業務を展開するように随時指導しております。指定管理業務のほうで頓挫したような、また撤退したような事例というのは今までにはございません。

(小林会長)

おそらく教育長も言われているように、この施設は運営管理に関しては、ある程度の教育的な組織ができるかもしれません。ですから辻野さんのご心配はカバーされるかなと思います。また、指定管理者がいろいろな管理、権限をもつことが8条等にありますが、それらについては19条で必要な規則を決めるとありますので、それでカバーできると思います。

(小宮委員)

先ほどの辻野委員のお話をもっともだと思います。特に教育施設との併設ということで、様々な新たな問題がでてくると、いわゆる

教育委員会が直接かかわって判断することがすごく多くなるのではないかと心配しているのです。了解したわけではないのですけれども、全体の流れで指定管理ということになってくるのは仕方がないと思いますが、今の条例案の5条に使用の許可に関する事とか使用の制限に関する事があります。会長が言われた条例を審議する段階ともう一つ細かい規則を審議する段階があると思いますが、これを判断する基準というものがこの中にはありません。例えば社会教育の法律でもきちんと営利とか宗教といった制限をつけた中で指定管理者が判断するというのであればわかるのですが、何も基準がなくて許可や制限を与えるということがよくわからないのです。

(小林会長)

営利の問題というように、ある程度公民館に準ずる制限はここに入っています。宗教とか政治的な問題は書かれておりませんが、営利的なことは入っています。

(事務局)

それらについては協定書とか条例のあとの規則で定めていくのですが、今おっしゃられたのは社会教育法第23条の部分だと思います。これは公民館であれば適用され、もっぱら営利、政治、宗教の特定の支持などがあてはまります。しかし地方自治法の公の施設については少しやわらくなっており、具体的には法の中には規定はありません。ただし学校施設との併設という部分がございますので、ある程度施設管理上適切でない利用については運営の中でお断りするという形にしていきます。

(小林会長)

小宮委員は心配されていますが、19条に必要な事項は規則で決めるとあります。決めた規則というのは公表されるのですよね。

(事務局)

はい。まずは条例を固めまして、規則についても手続きがございます。基本的には条例と整合されるような規則となります。

(小林会長)

規則が公開されれば今のご心配はなくなるかと思えます。

それでは、この設置管理条例については、名称が仮称になっていることや利用料金、設備の細目が決まってから決まる条項がありますが、これ以外のところは大きな変更はありませんので、今日皆さんにご承認いただければ細目については、会長、副会長、事務局で埋めるということでご承認いただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

(一同)

異議なし。

(小林会長)

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきたいと思えます。

(事務局)

この後の条例等の事務手続きについて、少しだけ触れさせていただきます。5ページの備品の料金表が不十分なのですが、備品については、これから予算要求をして位置づけていきますので、まだ確定しておりません。例えばマイクだとか音響照明設備などが想定されますが、予算の状況に合わせて後ほど入れさせていただきます。

利用料金につきましては、市役所内に公共施設検討委員会があり、原価計算の基準が1平米1時間あたり3円と決まっておりますので、これに基づいて数字を入れさせていただいております。ただ今ご承認いただきましたので、早急に庁内の公共施設検討委員会に提案いたしまして、利用料金は固めていきたいと思えます。

また、この条例案ができました時には、市民参加の手法ということで、こちらの審議会とは別に、パブリックコメントもしくは公聴

会などから意見をいただくこととなります。これについては年末の12月議会に合わせて実施いたします。その結果を来年の3月議会で報告し、6月議会に条例案として提出して審議をいただく予定です。議決をいただきましたら、その後半年間の周知期間を経まして、平成27年4月の開校に合わせ、こちらのセンターもオープンとなり、運用開始という流れになります。よろしくお願いいたします。

(小林会長)

次回の審議会が1月、2月となるとパブリックコメントの状況はご報告いただけるのでしょうか。

(事務局)

はい。パブリックコメント開始くらいの状況かと思いますが、経過等状況については審議会に合わせてご報告させていただきます。

(小林会長)

では、ご審議ありがとうございました。事務局の説明のような順番で進んでいきますので、ポイント、ポイントで皆さまにご報告しようと思います。

それでは、2番目の文化芸術振興条例についてですが、私のほうで今までのレビューをしたいと思います。3枚つづりの資料をご覧ください。まず、事の起こりは文科省の文化芸術振興基本法というものがありまして、地方の行政に対してこんなことをやりなさいということが述べられております。文化芸術を振興するにあたって、文化芸術振興施策を考えなさい、活動拠点を整備していきなさいということを行っているわけです。それで、文化芸術の振興とは何だということ、芸術文化を観賞できる機会を提供すること、そして、そういう活動に参加する人がいたら参加の支援、奨励をしていくこと、それから、創作の活動も支援、奨励していくことということが前置きの話です。また、文化財の保護ということも謳っており、さらに次世代の人材育成ということも謳っています。ということで、人的なことは左側に書いてあります。

右側には拠点について書いてあります。社会教育関連三法（社会教育法（公民館）・図書館法・博物館法）で整理される公民館、図書館、博物館については、利用の形態も含めて規則がございます。それから、地方自治法によって地方自治体を作る公の施設、例えば文化会館、福祉会館、体育館等々、類似の施設、これらは地方の行政がその具体的な使い方について決めていくことになっています。先ほどご審議いただいたおたかの森センターはこの右側の施設ですから、市が独自の権限を持って、皆さまと協議して決めていくということです。

文化芸術の振興の中で、実際には市民、個人、団体が活動していくのですが、これを行政がサポートしていくと同時に企業に呼び掛けて、企業のメセナ、CSR等で、こういうところも活性化していくことも呼び掛けています。

その下にいきます。左側は、もし流山市が文化芸術振興条例を作ったといたしまして、その中には上に書いてある肝というか、根本のところはもちろん含まれなくてははいけません。しかし、あとからご覧いただく条例の例でわかるかと思いますが、いろいろな段階がございます。私はビジョンまでを含めて提案したらどうかと提案いたします。その下には具体的な事業計画や、もっと言えば行政のサポートに対する評価のことまでいくわけですけれども、とりあえず流山として左側のようなことをしたとして、生涯学習審議会が、生涯学習部が関連するということであれば、右側のように、市の総合計画があり、その中に流山市生涯学習推進基本構想があり、その中に含まれている基本方針、主要課題、基本施策があるわけです。これにもし含まれるものであれば、逆にいうと文化芸術の振興の施策がこの生涯学習の中に含まれるものであるならばここへ落としこんでいくことになると思うのです。

次をご覧ください。もし文化芸術振興条例をつくるとすると、まずは理念を主体とする部分があります。それから、その次に実際に流山市はどのようなビジョンをもっているか、流山市はどうやって具体化していくかという話があって、流山市で行われているいくつかのことをランダムにあげると、右下のようなことがいろいろと出て

きます。それで、これを広げていくと、ひょっとしたら生涯学習がカバーする範囲を超えてしまうかもしれません。超えてしまったらどうなるかという、市のいろいろな部局が共同しあって進めていくということになります。

それで、私どもは、振興条例の中でどこまで考えるか、要するに生涯学習の範囲で考えるのか、ビジョンを膨らませて他の課のことまで考えるのかと、いろいろあるのですが、私は、スターティングポイントは、振興条例の理念を主体としたものがあって、それである程度の流山市のビジョンがあればよいのではないかなと思っています。理由は3枚目をご覧ください。流山市は何のために条例を作るのかということ深く考えたりとか、流山市の住民の方々の意識はこういうことに対して本当のところはどうかということ調査したりといったことは今まであまりないのです。それから文科省による「文化芸術」の定義をそのままフォローしていいよいかといったこともあまりはっきりしていません。それらを調べていくと、私たちが進めたい文化芸術とは一体何だろうか、さらにそこを落としていくと生涯学習部でカバーできるのか、という堂々巡りになってしまいます。

ということではありますが、今日はそういうことを横に置いておいて、他市がどんな条例にしているのか、どんな項目を謳っているのか、といったことの前例調査の資料でみていきたいと思います。この資料について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

「文化振興条例規定項目案」「文化振興条例各市掲載項目一覧」について説明。

(小林会長)

ありがとうございました。

これをみると、ほぼ100%が謳っていることや、7番、13番といった市民、団体、行政の役割は、だいたい国が考えている地方行政のあり方とほとんどあっているような記述になっています。

前文から始まって、市民の役割、ちょっととんで団体の役割くらいまではどの条例を作っても基本的には入っている項目かなと考  
えております。この後については、いろいろな見方があるわけです。  
例えば人材育成とか団体の役割ということを取り上げていたり、中  
には評価等も取り上げていたり、それはレベルによって非常に違う  
のですけれども、一つのご提案は骨格に相当するところ、7番、1  
3番は、ここまではある程度文言を決めていかないと先に進まない  
ような気がするのです。基本となるところはできれば事務局で文言  
のたたき台を用意してもらって、その次のところをどの辺まで考え  
ようかという議論をしたらどうかと思うのです。これが一つのご提  
案です。

もう一つのご提案は、可能ならばという条件付きですが、私がお  
配りした資料の3枚目にあるように、実際に流山の市民、住民は、  
こういった文化芸術に対してどんなことを考えているのかなとい  
うことです。実際に条例を作るのであれば、市民の希望に沿って  
ないのであれば、あまり上から目線で作る必要もないのかなとい  
う気がするのです。ある程度肝になるところを事務局で作ってもら  
って、文化芸術活動をしているうえで条例もしくはそれに続くもの  
に対して期待するものは何だろうかというようなことを調査するの  
も良いのかなと考えております。

それでは、最後に今のようなことに戻りますが、まずは事務局の  
資料について、事前に読まれたと思いますので、ご意見をいただき  
たいと思います。

(石川委員)

事前に頂いた資料では、各市の条例を項目ごとに分解し、項目ご  
との記載率を数字で表して、各項目が多く条例に共通するものか、  
あるいはその市ならではのものかを判断されていますね。文化芸術  
振興条例のエッセンスが何かということ洗い出す手法として、こ  
ういう方法もあるのかと驚きました。

小林会長からは、まず理念的なものを固めて、細かいところはあ  
まり深く突っ込まないほうがというお話があったのですが、資料の

中でも流山市が条例策定にあたってお手本としている小金井市の条例はかなり深く突っ込んだ内容となっているように思えます。まず「基本計画や文化振興施策の推進の推進機関を設置」と謳っている上に、「評価」に関する項目は立てていませんが、他の項目の中に「基本計画の評価、見直し等を行うものとする」という一文があります。また「資金の調達、財政上の措置」という項目は立てていませんが、「市の役割」という項目の中にも、これに該当する一文が入っています。つまり、文化振興について、推進体制や評価まで広く深くカバーした条例のようで、これを基準に流山市の文化振興条例を策定するのは大変なのではないかなと思いました。

(小林会長)

実は小金井市は、その前に作られた条例をすごく調べていて、小金井市の条例は国の意向、文科省が言っている内容の中にほとんど抱き込んだ内容になっています。

(石川委員)

それから事前に各市の条例をざっと見てきたのですが、立川市の条例では、文化財の保護とからめて景観の保護を謳っているようです。「市民及び市は、文化の視点に立って周囲の自然環境や地域の歴史的景観と調和のとれた都市景観の形成に努める。」という一文がありました。つまり、調和のとれた景観も一つの文化ととらえ、自然環境や文化施設とともに景観を保護しようということですね。この考え方は流山市にとってもふさわしいのではないかなと思いましたので、このような条文も入れていただけると良いのかなと個人的に思いました。

(小林会長)

今のポイントは、最初に私が言ったことに関係してくるのです。実は流山市では景観に関しては都市計画部でやっております、すでに流山市では景観における3つの大きなエリアがあって、それに

基づいて非常に大きな計画が動いているのです。ですから、そういうところも文化だと考えて織り込んでいくと、生涯学習部を飛び越えた条例を作っていくということになるのです。だからやめるとかということではないのですが、現状はそういうことになっているということです。

(小林千穂委員)

他市例を読ませていただきましたが、立川市では「市民の義務」を謳っている条例になっていると感じました。これをアンケート後に作るならばともかく、こちらから条例でポンと出すと一部から反感が出てくるような内容で非常に慎重にしないではいけないなと思いました。逆に厚木市では、市に対する縛りが大きいといいますが、市はこうしなさいというような規則を謳った条例で、市長は委員会に意見を聞かなくてはならないといったことがあり、そういうことでは市の担当の方がなかなか難しくなるのかなと思います。そこを考えると、まさしく小林会長がおっしゃった流山市は何のために芸術文化振興条例を作るのかということが一番大きなネックになってくるのかなと考えております。

(辻野委員)

流山市は何のためにつくるかというよりも、例えば文化芸術の振興に関することはやるといったように、流山市の生涯学習係というのは何をするかということは出ています。それならば、現在、生涯学習係ではどういうことをやっているかということも一つのベースになるのではないかと思います。生涯学習課がこういうことをやりますということを謳っているのだから、今条例がなくても、いろいろなことをフォローアップしなければならぬのではないかなと思います。だから、やっていることから逆算して条例にまとめていくということでもよいのではないかなという気がします。

(小林会長)

それが私の資料でいえば1枚目の右下のところですね。

実は、去年はそういうことで計画が進んでいるから、生涯学習部が関わるならば、条例を作らなくても実際にいろいろなことは進んでいるということが、前回条例をリジェクトした最大の理由だったと思います。今回は、各行政組織は国が求めていることに則って、文化芸術を育成してください、進めてくださいというのが文科省の大方針なので、それに則っていくならば作ることも良いのではないかと今年は議論になっているのです。

(井田委員)

私もやはりなぜ流山で作るのかということが一番考えるところです。以前から審議会でも話がでていますが、流山にはコンサートができるようなちゃんとしたホールがないので誘致したいというような目的ですか、これをやりたいからこういうものを作る、順番は逆かもしれませんが、もう少し市民に訴えかける目的のようなもの、条例があるとこういうメリットがあるということが市民に伝われば、盛り上がってくるのではないかとということがあります。やはり私も市民の意見を聞きたいと思いますし、こちらから働き掛けるというようなことがあっても良いのかなと思います。

(小宮委員)

先日、東葛地区の社会教育振興大会に参加しまして、流山市の音楽協会の会長が今までの活動の報告をされて大変感動したのです。こういう条例がなくてもやる人はやっているのだなど、非常に苦労されて、ほとんどボランティアのような形で、その裏すべてに市の方々の支えがあったというお話をされておられましたが、そういう活動をされる方に、もしかしたら条例が後押しをすることがあるのではないかとその時は思いました。しかし、会長からの資料等をみると、やはり今の流山市の文化状況について考え、また、条例を作る過程の中で市民が文化について考えるということで、ただ条例化することだけを考えるのではなくて、私たちが調べると同時に市民にも呼び掛けるような運動のような形でとらえても良いのかなと思いました。

それから、自治基本条例ではすべての条例を作る場合にはこれを基本としなければならないということが最初に書かれております。そして、市の歴史や文化についても振興するとか多様な文化を受け入れるまちを作ろうとか、まちづくりの基本のようなことも謳われています。ですから、かなりの程度、そういうものを具現化する言動力にもなるのかなということで進めて行って良いと思いますが、この会の役割として作るということを決めるのか、作る内容までを決めるのか、私は最初の提案を聞いておりませんでしたので、そこら辺があいまいなまま申し上げました。

(小林会長)

それは、条例の案というか、生涯学習部が議会に提案するための素案まではここで作るというか承認するということが役割だと思います。

(渡邊哲也委員)

作るのだという大前提で作るのであれば、いかに多くの人たちに参画してもらえるかどうかということ、われわれがこうすれば参画できる、こういう方法はどうかということ、考えていきます。ただし、あまり細かいことに触れていくと、最終的には流山は進行形の状態ですから、逆にそれが災いになることもあり得ると思います。ゆえにその文言の精査は事務局に委ねたいと思います。繰り返しになりますが、作るという大前提であるならば、参画してもらえるか、先ほどの図書館のこともそうですが、いかに市民に入ってきてもらって、巻き込んで、まちづくりを共にやりましょうという視点にたっていきますから、条例を作る時にも同じ視点にたって皆さんで作らしましょう。パブリックコメントをやって出していくというように、みんなが最終的に参画したよということを作っていくために意義があるのだと思います。文言それ自体は各市そんなに変わらないと思うのです。特別に流山市独自の文化的なものがあるならば大いに変わって良いと思うのですが、それ以外の部分については似たものになると思います。細かいことはできていると思

ますので、あとは文言の整理だと思います。

(辻野委員)

何年か前は時期尚早ということでやめたということをお聞きしておりますが、今回は作ることを前提としてスタートしたということだと思います。条文ですが、どこの条例もほとんど変わらないので、これを最大公約数的にとるか、最小公倍数的にとるかというだけの話ですし、あとはどうしてやっていくかということだと思います。しかし、条例を作ることによって、流山市の活性化の一助となる面もあるということもまた目標であり、目的だと思います。現状がそのままであれば、新しいものを作ることはないのですけれども、条例を他市なみ、それ以上のものをつくることによって、それを牽引力にして、流山市が文化芸術で上を目指す、発展するように仕向けて行くということが目的だと思います。作る方向にどんどん進めたら良いと思います。

(佐々木副会長)

実際にある現在やっている事業を、われわれが考えている素案や他市の条例のどこに落としこめるかということも考えていかなくてはいけないということと、具体的に活動状況をすべてみているわけではないので入り込めないのですが、それまで落としこんでいかなくてはならないだろうと思います。それと、26項目の振興推進機関を設置するというところが気になりました。生涯学習部がやっている事業が大方、あとはまちづくり条例で市長部局がやっていることがあてはまると思うのですが、そこでこの機関を設けた場合は、ここの生涯学習審議会と推進機関とがバッティングすると同時に市長部局の事業と生涯学習部がずっと推進している事業、将来的にかかわってくるだろう事業がどこかでおかしくなるのではないかと、その区切りをどこでつけるのかということがちょっとわからないので、ちょっとお知恵を拝借したいのです。よろしくお願いします。

(小林会長)

この生涯学習審議会で審議していただいておりますけれども、以前こういうものを作っていくときには市から委託されて答申というものを出していたのです。もし、こうして議論している中で、ちょっと居心地が悪いというようなことがあれば、文化芸術振興条例については流山の基本的な考えを市にしてくださいというようにお願いを向こうから出してもらってそれに答えるというやり方もありますが、その辺はどうでしょうか。そこまでやらなくて、今大体こういうものを作っていくというようにやっておりますが、その辺はどうですか。

(事務局)

こちらの案件につきましては、今回は2度目の検討ということで進めさせていただいております。審議会への諮問、答申だけではなくて、教育委員会とか市長あてに建議または提言だとか、そういった形も考えられると思っております。それにつきましては、遅まきながら事務手続き上、可能な部分で必要であれば整えさせていただきます。

(小林会長)

そこは、もう一度事務局と議論をさせていただきます。

それで、先ほどの渡邊委員と佐々木副会長のコメントに関連しますが、ではどこまで踏み込むかということで、範囲が他部局までからんだ難しい話になるのか、あるいは将来他部局がからむとしても、その上にアンブレラのようにある条例でもってカバーできるものを作るのかということなのですね。私としては上のアンブレラのところまで作れば当面はよいのではないかと、具体的には最初のページの肝になる項目とその次の具体策についてはビジョンまでにとどめるといふ、その理論の中で、もし流山に言いたいことがあればそれはビジョンにおさめようと、そこまでにしておいて条例案とすれば、あとは具体的にそれを進めていく上で市のほうが関連部局と考えながら具体策を、場合によっては生涯学習部に関連するところは

われわれのところに降りてくるでしょうし、また景観が大切だと市が考えればそれは都市計画部に降りるでしょう。そういう進め方で良いのではないかと思っているのですが、どうでしょうか。

(事務局)

条例の推進する部分での行政組織の部分がおそらくネックになってくるのではないかと思うのですが、条例は市として制定いたしますので、われわれの組織云々ではないのではないかと思います。したがって、その条例に沿って事業を推進していく上で将来的に支障が出るような場合があれば市の組織の見直しという部分は必要ではないかと、そういった部分でご意見等を附帯していただくといったことになっていくのかと思います。というのは、他市の事例を見ますと、教育委員会の社会教育部門だけで、文化芸術という具体的な定義づけのない幅の広い内容を抱えきれていないのかなと感じます。我孫子市につきましては、教育委員会の私どもと同じような部門で先行して条例を作っておりますが、なかなか運用していく面では難しいと聞いております。また、参考までに立川市につきましては、条例策定に合わせまして、組織の改編を行ったというような状況です。

(小林会長)

この条例に含まれる事項を推進する上で、必要があれば市が具体的な推進運営組織を考えるとということでは止めたかどうか。

(事務局)

もう少し具体的に、今、文化芸術の事業の展開を考えた場合、前回の審議会の中では生涯学習部門の中で行っている事業につきまして報告させていただきました。生涯学習推進基本構想の中に、生涯学習という領域で文化芸術について規定しています。ですからこの部分を切り出すということもあるのですが、文化芸術、社会教育全般について予算の削減とか、行革の視点とかそういった部分でな

かなか今は予算確保が難しい状況で、市民活動の支援という言葉にしても、残念ながらやや縮小傾向となっているのが実態です。そのような中、流山市としてはTXが開通して8年、人口も約17万人になってまいりました。新しく転入された方も増えてきておりますし、最近の傾向としては若い世代の方の居住も増えております。そうしますと、従来の流山市の文化に新しい住民交流とかが入ってきておりますので、そこから交流ふれあいということで、また違った文化も生まれつつあるのではないかと考えております。

そういった中、市長部局のマーケティング課、市民活動のコミュニケーション課、商工観光行政の流山本町のまちづくり、利根運河の地域づくりといったような部分と従来の芸術文化社会教育活動とが一体的に行われているという状況です。

したがって、先ほどから申し上げておりますように、ここで条例を市で制定しますと、おそらく私どもだけではカバーできないのではないかと考えます。そうしますと、新たな文化が芽生えつつあるというような転機になる起爆剤というようなものとして条例が期待されるのではないかなと考えるべきではないかと考えています。

ですから、その方向性を決める上では市民の考え方、ニーズといった部分を、遅まきながらこの時点で利用者アンケートや様々な活動している団体とのヒアリングなどに着手させていただきまして、それをこちらの審議会のほうに提出させていただいて、ご検討ご審議いただくという形で進めさせていただけたらなと思います。

それと先日申し上げたのですが、市のほうではまちづくり達成度アンケートを行ってございまして、その中で文化芸術にかかわる指標というのが2つあります。芸術文化の活動をしている市民の割合というのが約62%となっておりますが、その半面、文化芸術活動を行う環境が整っていると思っている市民の割合というのは27%です。この27%というのは、今の目標値である30%よりも低い状況です。生涯学習推進基本構想の中での副題でもあります『豊かな文化と人生を創造するまち流山』これを推進していく上では条例が必要なのだろうと考えているところです。

(小林会長)

では事務局に先ほどの条例の文言のたたき台、それはここの項目のどこまでをカバーするのかということは事務局で判断してもらって良いと思いますが、あまりディテールに入らないで、アンブレラに相当するところを作ってもらったらよいと思うのです。各部署までつまらないで、ビジョンまででたたき台を作ってくださいとお願いしたら、次回までにはできてきますか。

(事務局)

はい。次回の審議会は1月下旬から2月上旬の予定ですので、この表に基づいて出せると思います。

(小林会長)

それではそれをお願いします。

それから2番目ですが、もしアンケートを実施するのであれば、そのたたき台も作れますか。

(事務局)

アンケートにつきましては、例えば無作為抽出などですとかなり費用がかかりますので、施設内に設置してその中でアンケートをとるという方法が一つと、芸術文化活動をしている団体へのヒアリングも考えられます。アンケート案を次回に出せるように頑張ります。

(小林会長)

それでは大変大きな2つの宿題を事務局に預けます。

それでは、皆さんから一言ずつお願いしたいと思います。例えば流山市の文化芸術の振興のビジョンとして、現在行っている文化芸術活動における誇れる活動について、ランダムに列挙してみると、青年の主張や高校生の演劇のように、次世代を担う若者を対象とした活動や万華鏡だとかジャズ・フェスティバルなど、見世蔵、おおたかの森広場などを活用した活動があります。それから、もし歴史

文化遺産を持ち出すならば新選組だとか一茶双樹だとか博物館友の会等々があります。何かこの辺で今後の長い目で流山のビジョンとして書き込むとすれば、何か書き込めそうなことがありますでしょうか。おおたかの森の駅周辺もマンションが多くたってしまうと、近い将来あそこで音楽祭をやったりしたらクレームがくるようになってしまうのではないかという懸念もあります。

(事務局)

一応ホールの誘致計画はあるということです。しかし5年後に実現できるかというところとちょっとわからないのですが、とりあえず誘致計画があることは確かです。

(小林会長)

流山としてこういう方向で今後育成していきたいと、芸術文化条例の下の方に書き込むとすると何かご意見ありますか。

あまりおおたかの森を中心に若い人の音楽活動やダンスなどを伸ばしていくなど書いてしまうと、他の地域の人からおこられてしまいますかね。

(石川委員)

おおたかの森も中心ですけれども、運河や本町といった拠点になるところがありますので、そこを中心にイベントや観光なども巻き込みながら文化活動の拠点にできたら良いと思います。

(小林会長)

それも良いですね。流山にはいくつか拠点になるようなところがありますから、そこを活用しながら次世代の芸術文化を育成していくとかですね。

他にはいかがですか。

(井田委員)

最近東部地域の方とお話をする機会がありまして、東部地域のか

たは柏、南部ですと松戸のほうに引っ張られてしまうという部分がありまして、流山の中心のほうを向いていない、気持ちに向いていないというような感じの話をされている方がいらっしゃいました。流山として一つのつながりを感じられるようなものが芸術文化活動を通して強まるということで、流山という流山ブランドが作られることが、芸術というところとどうかなと思われるかもしれませんが、今、マンガの『球世主』も頑張っているのです、そういうのも含めてできたら良いと思います。

(小林会長)

逆にそういうところと連携するというやり方もありますね。東葛地区、柏、松戸などの近隣に拠点になるところがあるので、そことシェアしながら伸ばすという言い方もできると思います。

(辻野委員)

先ほど小宮委員がおっしゃった音楽家協会の活動は幅広い良い活動だと思いますし、流山のブランドになるのではないかと思います。

(小宮委員)

何かのホームページを見ておりましたら、中学生などは流山にあまり期待していないような数値が載っていたのです。今、若い人は流山に住むようになって上向きの状況かなと思っていたのですが、3.11以降のホットスポットのことがあって、それから下がってきているのだろうなと思いつつも、やはりここに住んでいて良かったという、若者がそう思えるような文化というか、例えば、流山にこんな人がいてこういう活動をして皆のために尽くしたのだとか、前向きの人物の検証とかがあると思います。また、この間新聞にでていたのですが、2日だけの美術館とあって、自宅を開放して、ご主人がお作り残したものを飾って皆さんに見ていただくとか、庭園を開放して見ていただくといった生活文化というのでしょうか。非常に細やかに展開されている気がするのです、そういったものもどこ

かに紹介できたら良いなと思います。

(渡邊委員)

すごく難しい問題だなと思います。

学校でもそうなのですが、イベントだけを列挙していくと、だいたい何年か後にはマンネリ化してきて面白くなくなって、次のイベントを考えていくという繰り返しになります。

文化芸術の振興を考えた時に、最終的な目的というのは流山に住みたい、流山が好きだ、流山っていい街だと言ってくれる人をどれだけ作れるかどうかだと思います。その時に、中学生が求める流山と60代が求める流山市のあり方は絶対に違います。イコールだったら逆におかしいと思うのです。ですから、それを一つの言葉にまとめていくというのは容易なことではありません。イベントもそうであって、市民も巻き込み、学校も巻き込み、幼稚園も巻き込み、というように巻き込んでいくというところに本当の社会教育としての意義があるのだと思います。ですから、私自身も学校で気をつけていることは、学校でこんなことをやりたいということが出た時に、それは5年後も続けられることなのかどうかということと、地道にやっているもので子どもたちが好きになれるものをやらなくてはならないこと、そしてまた伝統として残せるものでなくてはならないということです。そうしますと、流山市の文化としてたくさんすばらしいものがあります。また新しい企画もあります。ですから、これ以上増やすことを考えるのではなくて、それをどうやって今後育てていくのか、最近小学校も中学生も高校生もいろいろなところで市に参画していますので、そういうところにどうやって伝達していけるのか、そういう意味では学校も幼稚園も保育園も、そしていろいろな世代の人たちを引き込める形のものやっていると、最終的にはイベントのまちになってしまっても長続きしないような気がします。今ある状況の中で何を大事にしていくのかということが最終的に大事なことなのかなというふうに思っております。

(佐々木副会長)

私は以前松戸にいたものですから、松戸では東京に出してしまうか、柏に出してしまうかということで、昔からの水戸街道沿いの商店街が苦勞しているようです。それと同じようなことが流山でもあるのですが、それはどうしようもないことで生活圏、生活をする人間の意識の問題です。買い物に行くからそちらのほうが本当に良いかということではないということが何かないかなと考えているのです。隣接しているということもあれば、安いところがあるから行くということもあれば、珍しいものがあれば行くこともあるでしょう。でも地元にて良かったという何かを、表現の仕方がわかりませんが、そういったものを工夫していただければと思います。

(小林千穂委員)

今、「巻き込んで」というとても素敵な言葉が出てきて、皆の気持ちがあったのですけれども、先ほどのアンケートについて、費用的な問題は重々承知しておりますが、一つ懸念材料があります。実は以前スポーツに関するアンケートを体育館や運動施設のある生涯学習センターで行ったのです。そうしますと対象がすでにスポーツをしている方のみになるのです。そうすると今使用している団体がもっと使いやすくするための回答が出てくるのですが、まったくそれにかかわっていない方の意見はどこにも反映されないというアンケートの内容になりまして、それをもとに構想を練ることが非常に危険だと感じました。そうしますと、今流山の施設を使っていない方、流山に目が向いていない方をどうやって巻き込むかと言った時には、実はその方たちの意見が一番大事なのではないかと強く思いますので、アンケートのとり方をどうにか工夫できないものかと思います。

(小林会長)

おっしゃる通りですね。

では、ここで時間も押してきましたので、その他としては何か議題はありますか。

(事務局)

連絡事項だけです。

(小林会長)

では今日のまとめをいたしますと、まず、設置管理条例については、本日出していただいた案をベースにご承認いただきました。そして仮称のところや金額的なこと、マイナーな修正に関連して、まだ決まっていないために修正をする点については、会長、副会長と事務局のほうに一任いただくということに決まりました。

文化芸術条例については、いろいろありますけれども、一応作るという方向で考えるということにいたしました。今まではどこからもリクエストがない状態で動いてきましたので、もし委員の方できちんとした事務局からの依頼があるといったことが必要だという考え方が出てくれば、次にそういったことをお考えいただくこととなります。そして次回までに何をするかというと、事務局に多大な宿題を出しまして、一つは基本的なことに対する文言を作ってみてくださいということ、この文化芸術振興条例の基本的な部分についてはたたき台を作ってくださいということです。そしてその中で今回議論になったのは、市の他部局に関することも含まれてくるかもしれないので、そこまでディテールに入り込まないで、共通のアンブレラ的なもので文言を作ってくださいということになりました。それからもう一つ、こういう動きがあるということを市民の方は知らないわけですから、何らかの形で市民の意見を吸い上げておくべきだろうということで、アンケートの案やアンケートのやり方について、これも事務局のほうで次回までに考えてたたき台を出してくださいという結論になりました。以上よろしいでしょうか。

それでは、また次回にご意見をたまわりたいと思います。

次回はいつ頃でしょうか。

(事務局)

次回については、1月下旬もしくは2月上旬を考えております。

決まりましたらご連絡いたします。

それから二つ報告をさせていただきます。

先ほどお話にも出ましたが、10月18日に我孫子市の生涯学習センターで東葛飾地区社会教育振興大会が開催されました。流山市からは実践発表として、流山市音楽家協会の会長、副会長から、「音楽活動を通じた地域とのつながり」というテーマで音楽家協会の活動内容とヴァイオリン演奏の実践発表をしていただきました。

もう一つ、7月9日に流山市の青少年主張大会が開催され、北部中学校の鈴木愛理さんが最優秀賞を受賞しました。鈴木さんは、「私の思い～中学生の主張千葉県大会」においても最優秀の千葉県知事賞を受賞し、11月10日に国立オリンピック青少年記念センターで行われる全国大会に千葉県の代表として推薦され、出場することが正式に決まりました。以上です。

(小林会長)

ありがとうございました。

それでは定刻になりましたので、本日の会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(16:00 閉会)